

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務の委託に当たり、契約予定事業者の選定を適切に行うため、京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、契約予定事業者を選定する。

2 契約予定事業者の選定は、実施要項及び別紙「京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務公募型プロポーザル 審査基準」に基づき行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 経営企画局長
- (2) 経営企画局次長
- (3) 市立病院・京北病院連携担当部長
- (4) 経営企画局経営企画課長
- (5) 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課医務担当課長

(役員)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は経営企画局長とする。

2 委員長は、委員会を統括する。

(委員会の招集・議事等)

第5条 会議等は委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 緊急案件等やむを得ない事情がある場合は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条に基づく契約予定事業者を選定する日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画局経営企画課において行う。

(秘密保持)

第8条 委員会の委員として知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び契約予定事業者選定に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。